

「未成年者口座および課税未成年者口座約款」 新旧対照表

※「新」の変更箇所は赤字で表示。

新	旧
<p>第2章 未成年者口座の管理</p>	<p>第2章 未成年者口座の管理</p>
<p>3. 非課税管理勘定および継続管理勘定の設定</p> <p>(1) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる株式投資信託受益権（租税特別措置法で規定する「未成年者口座内上場株式等」のうち当金庫が取り扱う株式投資信託受益権をいいます。この約款の13. から15.、17. および22. (1)を除き、以下同じ。）（以下「投資信託」といいます。）につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2016年から2023年までの各年（申込者その年の1月1日において20歳未満である年および出生した日の属する年に限り）の1月1日に設けられます。</p>	<p>3. 非課税管理勘定および継続管理勘定の設定</p> <p>(1) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる株式投資信託受益権（租税特別措置法で規定する「未成年者口座内上場株式等」のうち当金庫が取り扱う株式投資信託受益権をいいます。この約款の14. から16.、18. および24. (1)を除き、以下同じ。）（以下「投資信託」といいます。）につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2016年から2023年までの各年（申込者その年の1月1日において20歳未満である年および出生した日の属する年に限り）の1月1日に設けられます。</p>
<p>5. 未成年者口座に受け入れる投資信託の範囲</p> <p>(1) 当金庫は、申込者の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、原則として、次に掲げる投資信託のみを受け入れます。</p> <p>(2) 当金庫は、申込者の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、原則として、次に掲げる投資信託のみを受け入れます。</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する投資信託 (削除)</p>	<p>5. 未成年者口座に受け入れる投資信託の範囲</p> <p>(1) 当金庫は、申込者の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる投資信託のみを受け入れます。</p> <p>(2) 当金庫は、申込者の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる投資信託のみを受け入れます。</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する投資信託 <u>なお、上記(1)または(2)に該当する投資信託であっても、当金庫の都合により非課税管理勘定に受け入れないことがあります。</u></p>
<p>8. 非課税管理勘定および継続管理勘定の管理</p> <p>非課税管理勘定または継続管理勘定に記載または記録がされる投資信託は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>② 当該投資信託の上記6. に規定する方法以外の方法による譲渡（租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号および15. ②において同じ。）で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当金庫の営業所を経由して行われぬものに限ります。）または贈与をしないこと</p> <p>11. (削除)</p>	<p>8. 非課税管理勘定および継続管理勘定の管理</p> <p>非課税管理勘定または継続管理勘定に記載または記録がされる投資信託は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>② 当該投資信託の上記6. に規定する方法以外の方法による譲渡（租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号および16. ②において同じ。）で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当金庫の営業所を経由して行われぬものに限ります。）または贈与をしないこと</p> <p>11. 出国時の取扱い</p> <p><u>(1) 申込者が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、租税特別措置法その他関係法令の規定により出国移管依頼書を当金庫にご提出いただくものとします。</u></p> <p><u>(2) 当金庫が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、申込者の未成年者口座に係る未成年者口座内投資信託の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管い</u></p>

<p style="text-align: center;">第3章 課税未成年者口座の管理</p> <p>1.1. 課税未成年者口座の設定</p> <p>1.2. 課税管理勘定における処理 課税未成年者口座における投資信託（租税特別措置法第37条の11第2項に規定する投資信託受益権のうち当金庫が取り扱う株式投資信託受益権をいいます。以下1.3. から1.5. および1.7. において同じ。）の振替口座簿への記載もしくは記録または金銭その他の資産の預入れもしくは預託は、同法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当該記載もしくは記録または預入れもしくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる投資信託または預入れもしくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載もしくは記録または預入れもしくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において処理いたします。</p> <p>1.3. 譲渡の方法</p> <p>1.4. 課税管理勘定での管理</p> <p>1.5. 課税管理勘定の金銭等の管理 ② 当該投資信託の1.3. に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当金庫の営業所を経由して行われぬものに限り、）または贈与をしないこと</p> <p>1.6. 未成年者口座および課税未成年者口座の廃止 上記1.4. もしくは1.5. に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</p> <p>1.7. 重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合の取扱い</p> <p>1.9. (削除)</p> <p style="text-align: center;">第4章 口座への入出金</p>	<p style="text-align: center;">第3章 課税未成年者口座の管理</p> <p>1.2. 課税未成年者口座の設定</p> <p>1.3. 課税管理勘定における処理 課税未成年者口座における投資信託（租税特別措置法第37条の11第2項に規定する投資信託受益権のうち当金庫が取り扱う株式投資信託受益権をいいます。以下1.4. から1.6. および1.8. において同じ。）の振替口座簿への記載もしくは記録または金銭その他の資産の預入れもしくは預託は、同法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当該記載もしくは記録または預入れもしくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる投資信託または預入れもしくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載もしくは記録または預入れもしくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において処理いたします。</p> <p>1.4. 譲渡の方法</p> <p>1.5. 課税管理勘定での管理</p> <p>1.6. 課税管理勘定の金銭等の管理 ② 当該投資信託の1.4. に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当金庫の営業所を経由して行われぬものに限り、）または贈与をしないこと</p> <p>1.7. 未成年者口座および課税未成年者口座の廃止 上記1.5. もしくは1.6. に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</p> <p>1.8. 重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合の取扱い</p> <p>1.9. 出国時の取扱い <u>申込者が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第3章（1.4. および1.8. を除く。）の適用があるものとして取り扱います。</u></p> <p>(3) <u>当金庫が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、申込者が帰国（租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当金庫に帰国をした旨その他租税特別措置法施行規則第18条の15の10第10項に定める事項を記載した届出書を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への投資信託の受入れは行いません。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 口座への入出金</p>
--	---

<p>1 8. 課税未成年者口座への入出金処理 (6) (削除)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 代理人による取引の届出</p> <p>1 9. 代理人による取引の届出</p> <p>2 0. 法定代理人の変更</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 その他の通則</p> <p>2 1. 取引残高の通知</p> <p>2 2. 未成年者口座取引または課税未成年者口座取引である旨の明示 (1) 申込者が受入期間内に当金庫との間で行う、未成年者口座または課税未成年者口座に受け入れる範囲の投資信託(未成年者口座への受入れである場合には、上記 3. (1)に規定する投資信託をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、上記 1 2. に規定する投資信託をいいます。)に関する取引に関しては、取引の都度、未成年者口座または課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、申込者より特にお申し出のない場合は、課税未成年者口座による取引とさせていただきます。</p> <p>2 3. 基準年以降の手続き等</p> <p>2 4. 非課税口座のみなし開設 (1) 2017 年から 2023 年までの各年(その年 1 月 1 日において申込者が 20 歳である年に限ります。)の 1 月 1 日において申込者が当金庫に未成年者口座を開設している場合(削除)には、当該未成年者口座が開設されている当金庫の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>2 5. 届出事項の変更</p> <p>2 6. 契約の終了 次のいずれかに該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は終了します。 ③ (削除) ④ (削除)</p> <p>③ 申込者の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、未成年者口座開設者死亡届出書の提出があった場合 当該未成年者口座開設者</p>	<p>2 0. 課税未成年者口座への入出金処理 (6) <u>申込者本人が上記(2)②に定める出金等を行う場合には、申込者の法定代理人の同意(同意書の提出を含む。)が必要となります。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 代理人による取引の届出</p> <p>2 1. 代理人による取引の届出</p> <p>2 2. 法定代理人の変更</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 その他の通則</p> <p>2 3. 取引残高の通知</p> <p>2 4. 未成年者口座取引または課税未成年者口座取引である旨の明示 (1) 申込者が受入期間内に当金庫との間で行う、未成年者口座または課税未成年者口座に受け入れる範囲の投資信託(未成年者口座への受入れである場合には、上記 3. (1)に規定する投資信託をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、上記 1 3. に規定する投資信託をいいます。)に関する取引に関しては、取引の都度、未成年者口座または課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、申込者より特にお申し出のない場合は、課税未成年者口座による取引とさせていただきます。</p> <p>2 5. 基準年以降の手続き等</p> <p>2 6. 非課税口座のみなし開設 (1) 2017 年から 2023 年までの各年(その年 1 月 1 日において申込者が 20 歳である年に限ります。)の 1 月 1 日において申込者が当金庫に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当金庫の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>2 7. 届出事項の変更</p> <p>2 8. 契約の終了 次のいずれかに該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は終了します。 ③ <u>申込者が当金庫に対して未成年者出国届出書を提出した場合 出国日</u> ④ <u>申込者が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(申込者が出国の日の前日までに上記 1 1. の出国移管依頼書を提出して、基準年の 1 月 1 日前に出国した場合を除きます。)</u> 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項に規定する未成年者口座廃止届出書の提出があったものとみなされた日(出国日)</p> <p>⑤ 申込者の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、未成年者口座開設者死亡届出書の提出があった場合 当該未成年者口座開設者</p>
--	--

<p>が死亡した日</p> <p>⑥ (削除)</p> <p>④ やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき 当金庫が定める日</p> <p>27. 免責事項</p> <p>28. 合意管轄</p> <p>29. 約款の変更 この約款は、法令の変更、監督官庁の指示、日本証券業協会が定める諸規則の変更、その他必要な事由が生じたときは、民法第548条の4の規定に基づき、変更することがあります。 変更を行う旨、変更後の規定の内容およびその効力発生時期は、店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。 なお、変更の内容が、申込者の従来の権利を制限するもしくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、効力発生時期が到来するまでに周知します。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: right;">2020年4月改訂</p>	<p>設者が死亡した日</p> <p><u>⑥ 申込者がこの約款の変更不同意なとき当金庫が定める日</u></p> <p><u>⑦ やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき 当金庫が定める日</u></p> <p>29. 免責事項</p> <p>30. 合意管轄</p> <p>31. 約款の変更 <u>この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに変更することがあります。なお、変更の内容が申込者の従来の権利を制限し、または申込者に新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申し立てがないときは、申込者が約款の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: right;"><u>(金サ商-投信 JN004 2019.1改訂)</u></p>
---	--